

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第11号

香川国際交流会館規則の一部を改正する規則

香川国際交流会館規則（平成7年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
1 利用時間を分割して利用する場合の使用料			1 利用時間を分割して利用する場合の使用料		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
大会議室	午前9時から午後5時まで	<u>12,530円</u>	大会議室	午前9時から午後5時まで	<u>12,200円</u>
	午後1時から午後9時まで	<u>12,530円</u>		午後1時から午後9時まで	<u>12,200円</u>
	午前9時から正午まで	<u>5,370円</u>		午前9時から正午まで	<u>5,230円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>7,160円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>6,970円</u>
	午後6時から午後9時まで	<u>5,370円</u>		午後6時から午後9時まで	<u>5,230円</u>
第1会議室、第2会議室又は第3会議室	午前9時から午後5時まで	<u>3,130円</u>	第1会議室、第2会議室又は第3会議室	午前9時から午後5時まで	<u>3,050円</u>
	午後1時から午後9時まで	<u>3,130円</u>		午後1時から午後9時まで	<u>3,050円</u>
	午前9時から正午まで	<u>1,330円</u>		午前9時から正午まで	<u>1,300円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>1,800円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>1,750円</u>
	午後6時から午後9時まで	<u>1,330円</u>		午後6時から午後9時まで	<u>1,300円</u>
小会議室又は和室	午前9時から午後5時まで	<u>1,430円</u>	小会議室又は和室	午前9時から午後5時まで	<u>1,400円</u>
	午後1時から午後9時まで	<u>1,430円</u>		午後1時から午後9時まで	<u>1,400円</u>
	午前9時から正午まで	<u>610円</u>		午前9時から正午まで	<u>600円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>820円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>800円</u>
	午後6時から午後9時まで	<u>610円</u>		午後6時から午後9時まで	<u>600円</u>
2 中会議室（大会議室を3分割した場合の一の部分をいう。以下同じ。）の使用料			2 中会議室（大会議室を3分割した場合の一の部分をいう。以下同じ。）の使用料		
単 位	使用料の額	単 位	使用料の額		
午前9時から午後9時まで	<u>4,460円</u>	午前9時から午後9時まで	<u>4,350円</u>		
午前9時から午後5時まで	<u>3,130円</u>	午前9時から午後5時まで	<u>3,050円</u>		
午後1時から午後9時まで	<u>3,130円</u>	午後1時から午後9時まで	<u>3,050円</u>		
午前9時から正午まで	<u>1,330円</u>	午前9時から正午まで	<u>1,300円</u>		

午後1時から午後5時まで	1,800円
午後6時から午後9時まで	1,330円

3 午前9時前又は午後9時後（展示室にあつては、午後6時後）の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室	1時間当たり	2,140円
中会議室、第1会議室、第2会議室又は第3会議室	1時間当たり	530円
略		
展示室	1時間当たり	500円

4 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室	午前9時から午後9時まで	6,000円
	午前9時から午後5時まで	4,000円
	午後1時から午後9時まで	4,000円
	午前9時から正午まで	1,500円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
	午後6時から午後9時まで	1,500円
	超過1時間当たり	500円
略		

備考 略

5 略

6 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位 (1日につき)	使用料の額
拡声装置	1式	1,880円
略		
ビデオプロジェクター	1式	1,880円
資料提示装置	1台	510円
モニターテレビ	1式	1,350円
16ミリフィルム映写機	1台	1,460円
スライド映写機	1台	1,350円
ダイレクトプロジェクタ	1台	1,350円

午後1時から午後5時まで	1,750円
午後6時から午後9時まで	1,300円

3 午前9時前又は午後9時後（展示室にあつては、午後6時後）の時間において利用する場合及びあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室	1時間当たり	2,090円
中会議室、第1会議室、第2会議室又は第3会議室	1時間当たり	520円
略		
展示室	1時間当たり	490円

4 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
大会議室	午前9時から午後9時まで	5,880円
	午前9時から午後5時まで	3,920円
	午後1時から午後9時まで	3,920円
	午前9時から正午まで	1,470円
	午後1時から午後5時まで	1,960円
	午後6時から午後9時まで	1,470円
	超過1時間当たり	490円
略		

備考 略

5 略

6 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位 (1日につき)	使用料の額
拡声装置	1式	1,830円
略		
ビデオプロジェクター	1式	1,830円
資料提示装置	1台	500円
モニターテレビ	1式	1,320円
16ミリフィルム映写機	1台	1,420円
スライド映写機	1台	1,320円
ダイレクトプロジェクタ	1台	1,320円

ー		
オーバーヘッドプロジェクター	1台	<u>1,350円</u>
演台	1式	<u>510円</u>
略		
折畳み式ステージ	1台	<u>620円</u>
略		
金びょうぶ	半双	<u>620円</u>
同時通訳装置	1式	<u>3,870円</u>
略		

ー		
オーバーヘッドプロジェクター	1台	<u>1,320円</u>
演台	1式	<u>500円</u>
略		
折畳み式ステージ	1台	<u>610円</u>
略		
金びょうぶ	半双	<u>610円</u>
同時通訳装置	1式	<u>3,770円</u>
略		

別表第2 (第12条関係)

区 分	単 位	金 額
拡声装置	1式につき1日当たり	<u>1,880円</u>
略		
ビデオプロジェクター	1式につき1日当たり	<u>1,880円</u>
資料提示装置	1台につき1日当たり	<u>510円</u>
モニターテレビ	1式につき1日当たり	<u>1,350円</u>
16ミリフィルム映写機	1台につき1日当たり	<u>1,460円</u>
スライド映写機	1台につき1日当たり	<u>1,350円</u>
ダイレクトプロジェクター	1台につき1日当たり	<u>1,350円</u>
ー		
オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1日当たり	<u>1,350円</u>
演台	1式につき1日当たり	<u>510円</u>
略		
折畳み式ステージ	1台につき1日当たり	<u>620円</u>
略		
金びょうぶ	半双につき1日当たり	<u>620円</u>
同時通訳装置	1式につき1日当たり	<u>3,870円</u>
略		
冷暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>500円</u>
略		

別表第2 (第12条関係)

区 分	単 位	金 額
拡声装置	1式につき1日当たり	<u>1,830円</u>
略		
ビデオプロジェクター	1式につき1日当たり	<u>1,830円</u>
資料提示装置	1台につき1日当たり	<u>500円</u>
モニターテレビ	1式につき1日当たり	<u>1,320円</u>
16ミリフィルム映写機	1台につき1日当たり	<u>1,420円</u>
スライド映写機	1台につき1日当たり	<u>1,320円</u>
ダイレクトプロジェクター	1台につき1日当たり	<u>1,320円</u>
ー		
オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1日当たり	<u>1,320円</u>
演台	1式につき1日当たり	<u>500円</u>
略		
折畳み式ステージ	1台につき1日当たり	<u>610円</u>
略		
金びょうぶ	半双につき1日当たり	<u>610円</u>
同時通訳装置	1式につき1日当たり	<u>3,770円</u>
略		
冷暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>490円</u>
略		

略
備考 略

略
備考 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。